



# いちい

## ケアプランステーション えにわ

訪問看護ステーション併設の居宅介護支援事業所です。



ヤルカ  
株式会社 YARUKA

### 事務所外観



### アクセス



 **いちい**  
ケアプランステーション えにわ

営業日 月曜日～金曜日  
受付時間 9:00～17:00

〒061-1431 恵庭市有明町4丁目1番1号

**TEL:0123-25-8010**

**FAX:0123-25-6314**

E-mail:info@yaruka.jp

<http://yaruka.jp>

### 介護保険を利用してサービスを受けるには？

#### ① 要介護認定の申請



お住まいの市区町村の窓口で要介護認定の申請をします。

#### ② 訪問による認定調査(一次判定)・主治医の意見書



市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。主治医が心身の状態や病状などについて意見書を作成します。

#### ③ 介護認定調査会による認定(二次判定)



各分野の専門家で構成された介護認定審査会で、コンピューターによる一次判定、訪問調査員の特記事項、主治医の意見書に基づいて要介護認定を行います。

#### ④ 要介護認定の結果通知



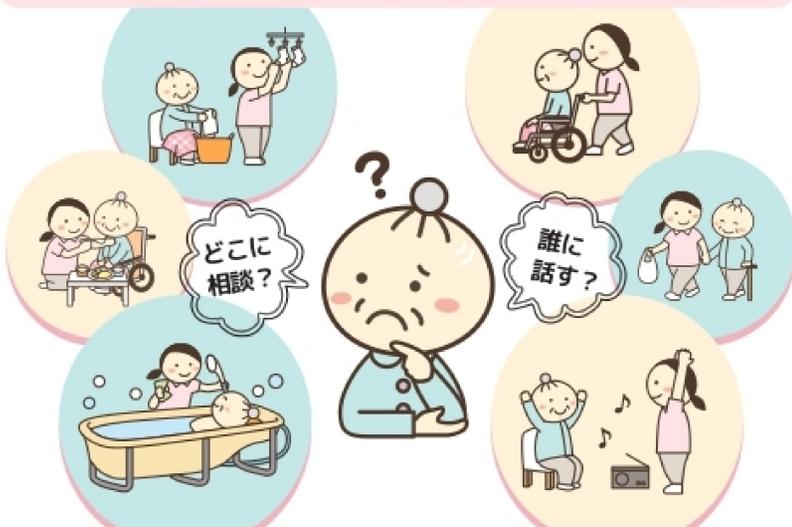
市区町村は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行ないます。認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。

#### ⑤ 介護サービス利用の開始



サービスを利用する場合は、ケアプラン(居宅サービス計画)の作成が必要です。「要支援1」「要支援2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談し、「要介護1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員(ケアマネジャー)のいる、居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)へ依頼します。

## こんな事でお困りではありませんか？



「介護保険ってどうやって利用するの？」  
「家事や買い物ができなくなって困る。」  
「病院から退院することになった。家族の介護をちゃんとできるか不安…」  
「車椅子やベッドを借りたい。どうすればいいの？」  
「自宅でもリハビリを続けたい。」  
など、介護に関する様々な悩みや不安、どんなことでも当事業所にご相談ください。専属の介護支援専門員(ケアマネージャー)がしっかり応えます。

## 居宅介護支援事業所とは？

- **ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。**  
住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送るために、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。
- **サービスや入退院の連絡・調整をします。**  
ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所や、施設などとの連絡・調整を行います。入退院においてスムーズな流れや連携を図るための連絡・調整等を行います。
- **要介護認定等の申請・更新手続きの代行をします。**  
本人や家族の代わりに、要介護認定の申請手続きや更新認定の申請手続きを行います。

- **定期的にサービスの実施状況を確認します。**  
サービス担当者会議、ご自宅へ定期的な訪問を行いサービス実施状況の確認と計画の修正を行います。
- **医療や介護に関する相談に対応します。**  
介護保険制度の内容や利用方法、申請手続きなどの相談を受け付けています。居宅介護支援事業所に来所するほか、訪問や電話での相談も可能です。介護保険や福祉に関する相談・苦情を受け付け解決に努めます。

## 介護保険サービス提供までの流れ

### ① お問い合わせ



お電話、施設への来所いずれもお気軽にお問い合わせください。

### ② ご自宅への訪問



ケアマネージャーがお宅を訪問します。ご本人やご家族の状況や希望を伺い、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

### ③ 介護サービスの連絡・調整



介護サービスに関わる手配や、連絡・調整等を行います。

### ④ サービス実施状況の確認



月に1度お宅を訪問して、状況を把握、サービスの継続・内容を見直します。いちい居宅介護支援事業所は、恵庭市、近隣市町村にお住まいの介護や支援の必要な方のために医療や介護と連携を取りながらご本人が望む自宅での生活を支えています。

## いちい居宅介護支援事業所の特色

- **経験豊富な主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が在籍していますので、様々なご相談に応じることができます。**

※主任介護支援専門員とは、地域のまとめ役として介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整の他、介護支援専門員の相談、育成も行うリーダー的な存在です。

- **訪問看護ステーションが併設していますので、医療系サービスの利用を希望される方、または、必要があると判断された場合には各専門職（看護師、理学療法士等）と連携を図り、生活を支援します。**

## ご利用頂ける方

65歳以上

- **65歳以上(第1号被保険者)の方**  
原因に関わらず介護が必要となった場合にサービスが受けられます。

40~64歳まで

- **40~64歳まで(第2号被保険者)の方**  
健康（医療）保険に加入している方で、特定疾病が原因で介護が必要になった場合にサービスが受けられます。

## 利用料金

ケアプラン作成にかかる費用は全額介護保険でまかなわれます（自己負担はありません）。

※それぞれのサービスの具体的な利用料金等は、ケアマネージャーもしくは、それぞれの事業所にお問い合わせください。